

令和3年6月18日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
地域福祉課

「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」への  
協力要請及び感染防止対策の徹底について（依頼）

令和3年6月17日、本県を対象とした緊急事態宣言は、6月20日に解除されることが決定されたところですが、本県の現時点における感染状況はステージⅢで、広島市、東広島市及び廿日市市については、新規報告者数の動向などを見た場合、比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

こうした中、感染の再拡大を避けるために、全県において各種指標が警戒基準値を安定的に下回る状態を目指す必要があります。

このため、6月21日以降は、感染状況を踏まえて地域や要請事項を段階的に緩和していくこととし、「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

ついては、貴施設等の職員及び家族に対して、「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に記載されている感染防止対策等を周知・徹底していただきますようお願いいたします。

○集中対策期間 令和3年6月21日（月）から7月11日（日）までの21日間

○対策エリア 県内全域

○主な集中対策の内容 （※下線部が変更・追加となった箇所）

1 外出の削減

- ・日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に広島市、東広島市及び廿日市市においては、20時以降の外出は更に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

2 職場への出勤等

- ・広島市、東広島市及び廿日市市においては、住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

3 飲食店の利用と感染予防

- ・広島市、東広島市及び廿日市市の酒類を提供する飲食店のうち、営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・広島市、東広島市及び廿日市市の飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。

4 他地域への移動の自粛

- ・県境を越える移動は、最大限、自粛すること。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、厳に控えること。
- ・県内での移動について、広島市、東広島市及び廿日市市との往来は、感染防止策を徹底するなど注意すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

5 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- ・感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたしらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734